

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

外国会社の日本駐在員事務所設置のマニュアル

概要

外国会社は、市場調査、情報収集、物品の購入・保管、広告宣伝等を目的として日本で拠点を設置する予定の場合に、日本駐在員事務所設置を選択することができます。でも、日本駐在員事務所はそもそも法的に事業体と認識されなく、法人格も存在しないから、収益を伴う直接的な営業活動を行うことができません。

また、日本駐在員事務所の設置は、法務局に登録される必要がなく、手続きが簡単です。なお、日本駐在員事務所の名義で、銀行口座を開設することや不動産を賃借することはできませんので、外国企業の本社又は日本駐在員事務所の代表者等個人が代理人として、これらの契約の当事者となります。

次は、外国企業が日本駐在員事務所を設立する場合に、何の書類が必要ですか、及び何の手続きを行う必要がありますかをご説明いたします。

1. 日本駐在員事務所設置の一般的な流れ

1.1 日本駐在員事務所代表者の決定

日本駐在員事務所の代表者は日本人でも外国人でもなれますが、外国人を日本駐在員事務所の代表者とする場合には、「企業内転勤ビザ」や「技術・人文知識・国際業務ビザ」等の在留資格の要件に該当する者を代表者とする必要があります。

「企業内転勤ビザ」や「技術・人文知識・国際業務ビザ」等の在留資格の具体的な要件は、お客様が日本法務省の公式サイトで自ら調べて、又は啓源のように専門的なサービスを提供する会社の専門家にお問い合わせになることができます。

1.2 日本駐在員事務所所在地の決定

日本駐在員事務所は外国本社のために市場調査、情報収集、物品の購入・保管、広告宣伝等の補助的な業務を提供する事務所だけです。従って、ビルの一室などを間借りしてその日本駐在員事務所とする外国企業は多いです。しかし、駐在員事務所が日本法務局に登記がないから、その名義で不動産を借りし且つ賃貸借契約書を締結することができません。この場合には、日本駐在員事務所の代表者等の個人名義で賃貸借契約書の締結を行う必要があります。

1.3 個人の名義での銀行口座開設

日本駐在員事務所が法人ではないので、その名義で銀行口座を開設することができません。そのため、銀行口座開設の際に個人名義で口座を開設することが必要です。でも、個人名義で銀行口座を開設しても、商号入りの名義で開設することが可能です。例えば、「駐在員事務所の名称&代表者の名前」という形式で銀行口座の開設を行います。このように、個人名義だけの場合より信用度が高くなります。銀行によって、口座開設の要求が違って、商号入りの名義で開設できない場合もありますから、事前に確認することをお勧めします。

商号付けの名義で銀行口座を開設する場合は、必要な書類が以下通りです。

- 代表者のパスワード;
- 代表者の在留カード(代表者が外国人である場合);
- 駐在員事務所所在地の賃貸借契約書;
- 外国本社及び駐在員事務所の詳細を説明できる書類;
- 外国本社の会社印及び銀行印等。

銀行によって、必要な書類が違いますから、事前にご確認ください。

2. 会計・税務・人事・保険方面について

2.1 会計・税務方面:

日本駐在員事務所は、そもそも日本において収益を伴う営業活動を行うことができないので、原則上で課税対象ではありません。従って、設立時に税務面の届出が不要となり、決算書の作成が不要となります。駐在員事務所が外国本社と損益通算を行うから、駐在員事務所と外国本社の会計期間は通常に一致する必要があります。

2.2 人事・保険方面:

日本駐在員事務所でもスタッフを雇用することもできます。スタッフを雇用する場合には、社会保険、労災保険、雇用保険などの関連手続きが必要となります。その上、従業員の給与に関する源泉所得税が発生する場合には、日本駐在員事務所所在地を管轄する税務署へ給与支払事務所等の開設届出書を提出する必要があります。具体的には管轄税務署又は専門家にお問い合わせください。

必要であれば、啓源会計事務所は日本駐在員事務所設置のコンサルティングサービス、「企業内転勤ビザ」や「技術・人文知識・国際業務ビザ」等の申請、及びその他の関連サービスを提供することができます。

啓源は今まで 17 年間の業界経験を持っています。それだけでなく、啓源は、精いっぱい働く会社設立コンサルタント及び日本・中国大陸・香港・シンガポール・アメリカ・オーストラリア・イギリス等の国家の公認会計士資格や公認会計士に相当する資格の有資格者から構成されたエリートチームです。私たちは全力を尽くして皆様に最専門且つ最高のサービスをご提供いたします。お気軽にお問い合わせください。

参考資料:

1. 「外国会社の日本駐在員事務所設置」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/365.html>

2. 「外国会社の日本支店設置のマニュアル」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/613.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com